F. $C_{CD,n-1,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルｎ－１の燃料消費量（Ｌ／㎞）
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む走行したサイクルの数
得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実充電消費航続距離に対し、3.12.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車実充電消費航続距離を算出する。
$R_{CDA}=1/((1-\alpha/100)/R_{CDAu}+\alpha/100/R_{CDAh})$
R_{CDA}：重量車実充電消費航続距離（㎞）
R_{CDAu}：都市内走行モードにおける実充電消費航続距離（㎞）
R_{CDAh}：都市間走行モードにおける実充電消費航続距離（㎞）
α：都市間走行割合（％）

3.8.5.　（略）
3.9.～3.12.　（略）
4.　（略）
付録１・付録２　（略）
別紙１～別紙５　（略）
Ⅶ　（略）
別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準
1.　適用範囲
この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。
⑴　保安上の装置のうち次に掲げる装置
①・②　（略）
③　法第41条第１項第３号の操縦装置のうち緊急車線維持装置
④～⑪　（略）
⑵　（略）
2.　用語
この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴①から⑪までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.8.5.　（略）
3.9.～3.12.　（略）
4.　（略）
付録１・付録２　（略）
別紙１～別紙５　（略）
Ⅶ　（略）
別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準
1.　適用範囲
この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。
⑴　保安上の装置のうち次に掲げる装置
①・②　（略）
（新設）
③～⑩　（略）
⑵　（略）
2.　用語
この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴①から⑩までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）